2026 年 8 月

企業会計基準公開草案第 99 号

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（案）

企業会計基準委員会

ASBJ

2026 年 8 月 17 日

企業会計基準公開草案第 99 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」

企業会計基準第 32 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」（2023 年 11 月 17 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
企業会計基準第 32 号 **「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正** 2023 年 11 月 17 日 改正20XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会	**企業会計基準第 32 号** **「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正** 2023 年 11 月 17 日 企業会計基準委員会
会計基準 **資金の範囲** 3. キャッシュ・フロー作成基準注解（注 10）の定めを次のとおり追加する。 （注 10） 特定の電子決済手段について 特定の電子決済手段は、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段及び資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号に規定される電子決済	**会計基準** **資金の範囲** 3. キャッシュ・フロー作成基準注解（注 10）の定めを次のとおり追加する。 （注 10） 特定の電子決済手段について 特定の電子決済手段は、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する

公開草案	現行
手段のうち電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 48 号。以下「取引業府令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段（取引業府令第 30 条第 1 項第 5 号）については、利用者が電子決済手段等取引業者（資金決済法第 2 条第 12 項）に預託しているものに限る。以下同じ。）が該当する。	内閣府令（令和 5 年内閣府令第 48 号）第 30 条第 1 項第 5 号）については、利用者が電子決済手段等取引業者（資金決済法第 2 条第 12 項）に預託しているものに限る。以下同じ。）が該当する。
適用時期 4-2.　20XX 年に改正された本会計基準（以下「20XX 年改正会計基準」という。）の適用時期は、20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号と同様とする。	**適用時期** （新　設）
結論の背景 **経　緯** BC2-2.　20XX 年改正会計基準では、20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号において、資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号に規定される電子決済手段のうち取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号に規定される電子決済手段（以下「外国信託型第 4 号電子決済手段」という。）が適用範囲に含まれたことを受け、所要の改正を行っている。	**結論の背景** **経　緯** （新　設）
資金の範囲	**資金の範囲**

公開草案	現行
BC6-2.　20XX 年改正会計基準では、20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号において、外国信託型第 4 号電子決済手段について、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段と同様に取り扱うこととなったため、キャッシュ・フロー作成基準及びキャッシュ・フロー作成基準注解を改正し、外国信託型第 4 号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を現金に含めることとした。	（新　設）
適用時期 BC7-2.　20XX 年改正会計基準は、20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号に対応するための改正であることから、適用時期については 20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号と合わせることとした（本会計基準第 4-2 項参照）。	**適用時期** （新　設）

以　上